

寒河江市教育相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男

寒河江市教育委員会規則第1号

寒河江市教育相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則

寒河江市教育相談室設置条例施行規則（平成5年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「児童生徒適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。